

芝山町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 芝山町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成27年(供用開始後1年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	703	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区(小池処理区)		
処理場数	1箇所(芝山クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	(定額制)基本料金2,000円 使用料1人あたり500円(税抜) 平成16年度に全国の同規模自治体を比較し料金について決定						
業務用使用料体系の 概要・考え方	(従量制)工業団地については基本料金4,000円 使用料は20㎡以降1㎡ごとに200円(税抜) (定額制)基本料金2,000円 使用料1人あたり200円(税抜) 平成16年度に全国の同規模自治体を比較し料金について決定						
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	—	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	—	円
	平成26年度	—	円		平成26年度	—	円
	平成27年度	3,780	円		平成27年度	3,341	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度現在 2名
事業運営組織	平成14年度～都市計画課下水道係2名、平成18年度～都市計画課下水道係3名、平成20年度～都市計画課下水道係4名、平成21年度～下水道課下水道係5名、平成22年度4月～平成23年度9月 下水道課下水道係4名、平成23年度10月～まちづくり課下水道係4名、平成25年度～まちづくり課下水道係3名、平成28年度～まちづくり課下水道係2名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	芝山クリーンセンターの管理及びマンホールポンプの管理を委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度より公共下水道事業が開始したため、経営分析表(平成26年度分)が無いため分析できません。

<p>平成27年度より公共下水道事業が開始したため、経営分析表(平成26年度分)が無いため分析できません。</p>

2. 経営の基本方針

平成17年度より供用開始した特定環境保全公共下水道事業の一部が平成27年度より、公共下水道事業として供用開始し、今後10年間で事業の概成を見込んでいます。今後は維持管理面で老朽化する施設のストックマネジメント等を検討及び実施しなければなりません。それらを実施していくにあたり、今後も財政的に多額の支出が見込まれます。それに対し財政面では、人口減少に伴い使用料の増加が見込めないことから収益の増収が見込めません。今後、事業を継続するためには財源確保が必要となります。このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

具体的にはアクションプランに基づき下水道整備の早期概成に努めます。また、下水道への接続を呼びかけを行い、接続率の向上を目指します。そして、安全で安心な下水道サービスが提供できるようにストックマネジメントを導入し施設の点検、調査計画及び修繕計画等を作成し適正かつ効率的な維持・更新を行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

今後、平成32年度を目途に下水道整備事業の概成を目指しています。平成29年度以降の建設改良費は約91,627千円程度を見込んでおり平成33年度以降は維持管理を主に事業を移行する予定です。地方債残高については平成28年度がピーク(762,773千円)になると予測しています。

管渠については整備が始まって、20年経っていないことから、大規模修繕の必要が無いと考えてはいますが、今後、維持管理が主となることから、ストックマネジメントを導入し、効率的な維持・更新を行います。

注：公共下水道事業は平成27年度より供用開始したが、特定環境保全公共下水道事業(平成16年度供用開始)の一部が公共下水道事業となりました。

② 収支計画のうち財源についての説明

芝山町公共下水道事業の主な収入は下水道使用料金、国庫補助金、地方債及び一般会計負担金となっています。

下水道使用料金については、平成27年度決算で約11,700千円となっており、平成32年度まで下水道整備工事を行うので、増加すると見込んでいます。当町の人口動向は減少傾向が予想されますが、下水道工事概成後は約27,000千円程度の収入と見込んでいます。

平成29年度から平成32年度までの建設改良費が91,627千円程度の計画なので、国庫補助金が33,500千円、地方債27,500千円程度を見込んでいます。過去の平均と比較すると、事業が概成に近いことから、少ない金額となっております。

一般会計繰入金については平成29年度より地方債償還金額が多くなることと平成31年度に建設改良費が多くなるため、一般会計繰入金が多くなるが、今後の見通しとしては、地方債償還金が平成31年度をピークに減少し、それに伴い一般会計繰入金についても減少傾向になると見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

終末処理場「芝山クリーンセンター(マンホールポンプ含む)」の維持管理については事業開始当初より民間管理業者へ包括的民間委託(小規模修繕含む)しており、現契約は平成30年6月30日までとなっており、今後についても民間管理業者への委託を予定しています。

公共下水道事業は平成27年度に供用開始しましたが、管渠・処理場については平成16年度より使用しているので、供用開始後15年が経過する平成32年度より、収益的支出のその他に大規模修繕を見込んだ修繕費を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし
投資の平準化に関する事項	なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ見直しの予定はありませんが、将来的に必要となる場合、実施時期や料金改定内容については十分に協議を行い、利用者に対し十分な説明が必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理業務については包括的民間委託を行っており、今後についても継続予定。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	今後、維持管理が主になってくることから、修繕計画を策定し、修繕費が1か年に集中しないよう努める。
委託費に関する事項	なし
その他の取組	なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	策定後は、実績を勘案し進捗管理を行い、見直し等についても適宜行っていく。
---------------------	--------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)		△ 1,480	△ 10,364	250								
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)		12,094	10,614	250	500	500	500	500	500	500	500	500
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		10,614	250	500	500	500	500	500	500	500	500	500
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		11,713	11,188	25,400	27,085	26,978	27,421	27,377	27,268	27,161	27,048	26,946
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)		698,619	762,773	695,406	621,331	569,716	497,378	422,740	354,495	294,755	248,647	211,669

(単位:千円)

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分		18,078	16,727	14,382	10,840	10,081	11,062	7,722	13,765	12,958	12,300	11,831
うち基準内繰入金		10,760	9,878	9,143	8,175	7,132	6,181	5,161	4,162	3,248	2,477	1,906
うち基準外繰入金		7,318	6,849	5,239	2,665	2,949	4,881	2,561	9,603	9,710	9,823	9,925
資本的収支分		74,953	76,117	83,394	73,422	84,784	75,062	72,715	66,323	59,015	45,383	36,252
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金		74,953	76,117	83,394	73,422	84,784	75,062	72,715	66,323	59,015	45,383	36,252
合 計		93,031	92,844	97,776	84,262	94,865	86,124	80,437	80,088	71,973	57,683	48,083